河本　速雄　小紙　和也　小久保富士郎
古今　哲也　小阪巳代治　小崎　康
小平　靖彦　小林　貞　小林　政次
小林　稔　近藤　功　五嶋徳太郎
後藤　幸子　後藤　治芳　佐伯　治典
酒井　哲男　坂井　光彦　佐口　篤司
佐々木昭雄　佐々木正志　貞廣　勝美
佐藤　常春　佐藤二三雄　澤上　弥市
財前　文敏　篠崎　武　柴田　昭夫
清水　伴徳　庄司　清裕　新出　廣
菅原順一郎　菅原　伝寿　杉中　勤
杉森　多巳　杉山　敏彦　鈴木　順一
鈴木　武政　鈴木　林　鈴木　政美
鷲見　道男　瀬嵐昭四郎　関口　和巳
関口　昌男　関野　政次　関谷　健
袖垣　治彦　平　天海　高垣　清
高澤　宏　高島　孝行　高橋　正史
高橋　萬作　高守　俊平　高柳　弘孝
瀧澤　耐三　竹川　和男　竹田　喜亮
田崎　文明　田中　宇一　田中　桂
田中　勉　田中　文男　田邊　秀穂
谷口　孝平　田端　信夫　千葉　忠雄
津田　充　角田　直美　螺良　郁郎
坪井　恒　鶴田　孝　寺門　隆
時本　節次　徳　正夫　徳永　泰洋
泊　功　土橋　美歩　中尾　清
中川　茂文　中川　和吉　中西　清
中野　貞良　中村　功　中村　顯吉
中村　秀雄　中山　定樹　永末　芳晴
長田　泰輔　名倉眞紀佳　浪江　年博
並河　治　西岡　和彦　西垣　利雄
仁科　一郎　野崎　倫夫　能勢　周典
野田　耕作　野村　邦明　野村巳代子
野元　定文　橋本　直一　長谷川　裕
畑　功　秦　喜久夫　花田　常樹
羽生　有伸　濱　榮一　濱須　篤義
早川　敏夫　林田　忠義　林本　禄郎
原田　薫　原田　馨　半野　昭義
樋口　定男　樋口　行雄　平野　恒男
日野　哲雄　平塚　喜三　平野　恒男
平山　正男　廣瀬　興史　藤田　宏栄
藤谷　忠相　藤平嘉兵衛　藤村　芳邦
藤本　幹雄　藤森　幸男　二口　厚治
船田　效　堀田　重光　堀家　盛夫
本田　禎　増田　英吉　増田　文夫
又木　正利　松三　弘　松田　正
松久　幸市　松村　勝行　松本　精二
丸小野芳久　水野　整一　三上　忠司　三木　由之
宮下　士郎　宮田　邦彦　宮内　勲
宮前　道三　武藤　鉄雄　宮田　坦
本吉　明　森　直木　本村　久芳
八木卯三郎　八代　儀一　森田　雅幸
山崎　榮重　山崎　満男　山嵜　繁
山田　彰一　山下　昌人　山本　勝男
山本　昭一　山本　達雄　湯浅　倫行
横山　純治　横山　幹雄　吉岡　真一
吉川　範治　吉田　仁　吉田　博夫
吉村　修　米村　寛義　涌井　邦水
湧井　貞三　若生　茂雄　渡邉　喜久司
渡邊　淳一　渡邊　三郎　和田　勤

瑞宝双光章を授けられる（各通）

伊藤　敬治　伊藤口ヌ助　岩田　正義
内田　季夫　宇野幸一郎　大林　覺
岡原　昭　佐藤　一夫　佐藤　平吉
竹林　正義　田中　政弘　辻本　智行
中武　春美　藤田　重一　森　幹嗣

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月一日）

官庁報告

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人本田守弘は願により公証人を免ぜられた。

徳田薫は公証人に任命され、東京法務局所属公証人本田守弘の後任を命ぜられた。（以上五月十六日）（法務省）

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年5月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年5月25日

国土交通大臣　石井　啓一

記

制定された日本工業規格

機械式駐車設備の安全要求事項　B9991

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省都市局街路交通施設課においても閲覧に供する。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人本田守弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

平成29年5月25日　東京法務局

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年5月25日

北陸地方整備局長　中神　陽一

1　処分をした年月日　平成29年5月11日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　川田工業株式会社　代表取締役　川田　忠裕　富山県南砺市苗島4610番地　国土交通大臣許可（般・特―26）第2915号

3　処分の内容　建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1)　停止を命ずる営業の範囲

中部地方整備局管内における鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注1）「鋼構造物工事業に関する営業」とは、注文者から鋼構造物工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2)　期間

平成29年5月26日から平成29年6月1日までの7日間

4　処分の原因となった事実　川田工業株式会社の元名古屋営業所長は、平成28年3月上旬頃、中部地方整備局岐阜国道事務所の元建設監督官に対し、「平成27年度東海環状高田南高架橋鋼上部工事」等の落札業者が提出した技術提案書が欲しい旨の依頼をし、もって職務上知ることのできる秘密を漏らす行為をそそのかしたとして、平成28年12月9日、名古屋簡易裁判所から国家公務員法違反により罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年5月25日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成29年5月11日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　瀧上工業株式会社　瀧上　晶義　愛知県半田市神明町一丁目1番地　国土交通大臣許可（特―27）第3444号

3　処分の内容　建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1)　停止を命ずる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注1）「鋼構造物工事業に関する営業」とは、注文者から鋼構造物工事を請け負う営業をいう。